

前回会議（３月１９日）における 村井内閣官房副長官の指示事項に対する対応状況

令和６年６月２７日
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

- 適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、昨年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、合計1,873の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請。
- 本年1月22日の政労使の意見交換で、総理より、「コストに占める労務費の割合が高い」、あるいは、「労務費の転嫁率が低い」といった、特に対応が必要な22業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請。
- 本年3月19日、村井内閣官房副長官をヘッドとして、第2回目の「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催。1,873の業界団体の各所管省庁の全担当部門代表者が出席し、特に対応が必要な22業種を中心に、各所管省庁担当部門代表者から対応状況を報告。各省庁からの報告を踏まえ、村井官房副長官より、以下のように各省庁に指示。
 - ・ 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
 - ・ 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
 - ・ 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
 - ・ 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること
- また、今月21日に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」においても、「特に22業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する」とし、上記4点について「各省庁の進捗状況を確認する」としている。
- 本年3月19日の前回の会議や実行計画を踏まえた22業種の対応状況は、2ページ以下のとおり。

○ 22業種の重点業種における所管省庁の対応の進捗状況と今後の対応方針

警備業（警察庁生活安全局）

- 昨年12月の生活安全局長からの申し入れを踏まえ、一般社団法人全国警備業協会において、都道府県警備業協会を通じて、これまでに、のべ7,173社の会員企業等への周知を実施。
- 警察庁協力のもと、同協会が、警察庁のクレジット入りリーフレットを作成し、加盟事業者や関係団体等に配布するとともに、協会ホームページにリーフレットのデータを掲載して業界内での活用を促進。
- 本年3月に同協会から各省庁が所管する業界団体等に上記リーフレットの周知依頼要請を受け、同月に警察庁から各省庁に周知依頼文を発出し、各省庁が所管する業界団体等に、さらには関係業界団体等に加盟している企業等に対し、本リーフレットの周知を要請。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年4月、同協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのアンケート調査（1,000社超）を実施。今後、その調査結果や指針の内容等を踏まえ、同協会と連携して改善策を検討予定。
- 自主行動計画の改定については、6月7日に案を作成し、協議中。
- 案はできているので、7月2日に改定作業部会を開催、7月下旬に理事会に上程、早期に自主行動計画の改定案を承認予定。

地方公務（総務省自治行政局）

- 1月22日に全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議を開催し、指針の遵守について説明を実施。
- 価格転嫁の状況の把握については、2月に指針を踏まえた地方公共団体の対応状況及び取組内容（①組織的関与、②運用基準・マニュアルの整備、③庁内会議の開催等）に関する地方公共団体向けの調査を行ったところ、都道府県ではすべての団体が価格転嫁に関する具体的な取組を実施しているが、市区町村では8割強に留まっていることが分かった。
- 調査結果を踏まえた改善策については、こうした対応状況や取組内容に関して、5月30日に地方公共団体に対しフィードバックを行い、取組が未実施の団体については速やかに取組を行うよう要請するとともに、その他の団体についてもフィードバックした取組事例を参考に、より一層積極的な取組を行うよう要請した。

インターネット付随サービス業（総務省総合通信基盤局、官房総括審議官（情報通信担当））

- 1月から2月にかけて、関係団体ごとに会員企業向けの説明会を実施。さらに、2月29日、総務省主催で、事業者に向けた合同説明会を開催。必要に応じ、更なる周知活動を実施。
- 関係団体の理事会等の場も活用しながら、会員企業に対し、本指針の周知及び本指針に沿った対応を要請。
- 関係団体において本指針の内容を反映した自主行動計画を策定。

日本インターネットプロバイダー協会：自主行動計画の策定については、3月に完了。

テレコムサービス協会：自主行動計画の策定については、4月に完了。

デジタルメディア協会：自主行動計画の策定については、5月に完了。

電気通信事業者協会：自主行動計画の策定については、5月に完了。

- 価格転嫁の状況の把握については、実態調査の実施を関係団体に要請し、各団体とも会員に対して指針に沿った対応がなされているか等の調査を3月から6月にかけて調査を順次開始。
- 今後、本年秋季を目途に各団体において当該調査結果を取りまとめ。調査結果を踏まえた改善策については、労務費転嫁について特段の配慮が必要な業界であるとの認識の下、当該調査結果に基づく業界固有の課題を踏まえた対策について、関係団体と連携しながら検討する。

ビルメンテナンス業(厚生労働省健康・生活衛生局)

- 本年1月発送の全国ビルメンテナンス協会からの事務連絡により、のべ2,825の会員事業者に指針の周知を実施。
- 1月17日開催の同協会の「地区本部長会議」(北海道、東北、東京、関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国及び九州の各地区の本部長で構成)における対面での説明に加え、厚生労働省と同協会との共催により、会員事業者向けオンライン説明会を、新たに4回実施(1月31日、2月2日、2月6日、2月9日)。説明会に参加できなかった事業者向けに、ホームページ上で動画を3月5日から配信。
- 1月26日に、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の策定を、全国ビルメンテナンス協会事務局に対し、対面で要請。
- 令和6年度建築保全業務労務単価(各省庁及び都道府県が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価、国土交通省が毎年通知)の公表に際し、2月29日に、本指針を踏まえた発注者としての行動を要請する通知を、各省庁及び都道府県契約担当課長宛てに発出。同時に、全国ビルメンテナンス協会に対し、本指針を踏まえた受注者としての行動をとるよう、通知するとともに、会員事業者は官公庁からの受注割合が高いことから、清掃業務を発注する際の予定価格設定方法について聞き取りを行ったところ、11省庁で建築保全労務単価を活用し予定価格を算出していることを確認。
- 4月、同協会において作成した「ビルメンテナンス業における適切な価格転嫁の円滑化に向けて」リーフレットを、会員事業者に配布し周知するとともに、発注者との協議を促した。
- 自主行動計画の策定については、3月、同協会内に協議の場としてワーキンググループを設置し、自主行動計画の策定に向けた検討を行い、この結果、6月25日に完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、6月より、同協会において、会員事業者向けの相談窓口を設置し、情報収集を行う。
- さらに、同協会会員事業者における労務費の転嫁状況の実態を把握するため、9月頃を目途に同協会にて会員事業者を対象に実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ改善策を検討。

輸送用機械器具製造業(経済産業省製造産業局)

- 日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施し、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会ともに、傘下企業全社(日本自動車工業会:14社、日本自動車部品工業会:418社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会に対し、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。日本自動車工業会は5月31日に、日本自動車部品工業会は6月14日に反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

金属製品製造業(経済産業省製造産業局)

- 業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。本年3月にはアルミニウム協会等の理事会の場を活用した説明を実施済み。各団体から傘下企業に周知を実施し、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社(のべ667社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも6月28日までに反映が完了予定。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

家具・装備品製造業(経済産業省製造産業局)

- 日本オフィス家具協会・日本家具産業振興会等の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社(のべ228社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の策定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも6月28日までに完了予定。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- ・ 関係20程度の団体幹部への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。本年3月に日本工作機械工業会、日本分析機器工業会等の理事会の場を活用した説明を実施。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ1,435社）に周知済みであることを確認。
- ・ 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも6月28日までに反映が完了予定。
- ・ また、価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応（改善策の検討等）を行う。

印刷・同関連業（経済産業省商務情報政策局）

- ・ 日本印刷産業連合会及びその会員団体（10団体）の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施し、所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ6,371社）に周知済みであることを確認。
- ・ 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。6月30日までに反映が完了予定。
- ・ また、価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応（改善策の検討等）を行う。

情報サービス業（経済産業省商務情報政策局）

- ・ 情報サービス産業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ504社）に周知済みであることを確認。
- ・ 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。6月17日までに反映が完了。情報サービス産業協会の会員各社宛に、自主行動計画改定及び労務費等の適正な転嫁をお願いする情報サービス産業協会の会長レターを同日付で発出。
- ・ また、価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応（改善策の検討等）を行う。

映像・音声・文字情報制作業(経済産業省商務情報政策局、総務省情報流通行政局)

- 日本動画協会、主要映画会社の会長・社長、日本映画制作適正化機構の主要メンバー(映画製作者・制作プロダクション・職能団体等幹部)への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社(のべ87社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の策定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、6月中目途で実施するよう要請。6月30日までに完了予定。
- また、価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。
- 放送分野については、1月以降、総務省情報流通行政局より、業界団体の役員等に対して個別に本指針の説明を行っており、日本放送協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟、日本コミュニティ放送協会、日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会に説明済み。
- 2月29日に、総務省主催で合同説明会を実施。各団体の取組状況については、3月時点で会員企業等に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、4月に反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、今後、各団体と連携の上、令和5年度に実施した実態調査や、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

広告業(経済産業省商務情報政策局)

- 日本広告業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社(のべ152社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。5月1日に反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業(国土交通省不動産・建設経済局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「総合工事業」: 20団体から会員企業約49, 300社に対して周知。

「不動産取引業」: 5団体から会員企業約137,200社に対して周知。

「不動産賃貸業・管理業」: 4団体から会員企業約8,100社に対して周知。

「技術サービス業」: 5団体から会員企業約3,600社に対して周知。

- 各業界団体に対して、本年1月に加え4月末にも、①自主行動計画・パートナーシップ構築宣言について、指針に沿って策定・見直し、②「12の行動指針」に対応する取組の実施(連絡窓口の設置等により、行動指針に沿わない状況を把握し、把握された状況に対する団体としての対応)について改めて要請し、フォローアップ調査を5月及び6月にかけて実施。その際、特に、自主行動計画の策定・見直しについては6月末までに完了するよう、優先して対応を依頼。対応状況については下部に記載。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

【対応状況】

<自主行動計画の策定・見直し>

「総合工事業」: 自主行動計画の策定・改定については、13団体で6月28日までに対応完了、7団体が今夏～秋に早期に対応※。

「不動産取引業」: 自主行動計画の策定・改定については、4団体で6月28日までに対応完了、1団体が今夏～秋に早期に対応※。

「不動産賃貸業・管理業」: 自主行動計画の策定・改定については、4団体で6月28日までに対応完了。

「技術サービス業」: 自主行動計画の策定・改定対応については、3団体で6月28日までに対応完了、2団体が今夏～秋に早期に対応※。

(※) 利害の異なる多様な構成員が混在している等のため、団体としての意思決定に時間を要している。

<連絡窓口の設置等>

「総合工事業」: 12団体で6月末までに対応終了、8団体が検討中。

「不動産取引業」: 5団体で6月末までに対応終了。

「不動産賃貸業・管理業」: 4団体で対応終了。

「技術サービス業」: 2団体で対応終了、2団体が検討中。

<パートナーシップ構築宣言の策定・見直し>

「総合工事業」: 2822社で6月末までに対応終了。

「不動産取引業」: 231社で6月末までに対応終了。

「不動産賃貸業・管理業」: 120社で6月末までに対応終了。

「技術サービス業」: 149社で6月末までに対応終了。

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、自動車整備業(国土交通省物流・自動車局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「道路貨物運送業」: 会員企業355社及び参加都道府県トラック協会47団体に対して周知。

「倉庫業」: 会員企業約4,200社に対して周知。

「運輸に付帯するサービス業」: 会員企業約1,560社に対して周知。

「自動車整備業」: 会員企業6,433社、傘下53団体に対して周知。

- 各業界団体に対して要請した、本指針を踏まえた自主行動計画の策定・見直しについて、各団体の対応の状況・見込みを以下のとおり確認。

「道路貨物運送業」: 本年3月の下請振興法の振興基準の改正を踏まえ、自主行動計画の改定については、当初予定から前倒し、6月21日に反映完了。

「倉庫業」: 自主行動計画の改定については、2団体で5月30日までに完了。

「運輸に付帯するサービス業」: 自主行動計画の策定については、2団体で4月19日までに完了。

「自動車整備業」: 自主行動計画の策定については、当初予定から前倒し、6団体で6月28日までに完了予定。

- 加えて、価格転嫁の状況の把握や調査結果を踏まえた改善策等については、業界団体と連携し、以下のように対応する。

「道路貨物運送業」:

- 令和5年9月の中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査により、トラック運送業における価格交渉・転嫁が進んでいない現状が把握され、トラック運送事業者においては、荷主・元請事業者等の発注側企業に対し積極的に交渉を行うことが重要であることが確認された。
- これを受け、5月末に、国土交通省と荷主所管省庁が連名で、受注側団体及び発注側団体の双方に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。
- 令和6年3月に告示した新たな標準的運賃の実効性を高めるため、国土交通省と荷主所管省庁、公正取引委員会及び中小企業庁等が連名でパンフレットを作成するとともに、5月末に関係省庁、関係団体に対し周知済み。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。
- 業界団体として、トラック運送事業者に対し、今後も周知を行っていくとともに、都道府県トラック協会を通じて、トラック運送事業者における価格交渉をサポートする支援策を検討。より価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進める。

「倉庫業」「運輸に付帯するサービス業」:

- 価格転嫁の状況の把握については、国土交通省が、指針への対応状況や価格転嫁の実態を把握する目的で、2月22日までを期限に新たに実施した「実態把握のためのアンケート調査」において、「トラック事業者と価格転嫁交渉は行っているものの、労務費の上昇を理由とした協議が十分に行えていない」「荷主が転嫁を認めないため、トラック事業者からの価格転嫁を進める原資が確保できない」といった課題が改めて確認した。
- 調査結果を踏まえた改善策については、倉庫業、運輸に付帯するサービス業の価格転嫁状況の改善のためにも、4月15日に倉庫事業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口を国土交通省に設置し、幅広い相談を募集している。さらに、トラック運送事業者・荷主に対する指針の周知・広報を強化するなど、広く会員事業者に対する指針の周知徹底及び指針に沿った行動の推奨に取り組んでいる。
- 加えて、6月、業界団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。さらに、国土交通省と荷主所管省庁が連携して、荷主団体に対して周知済み。
- 今後の価格転嫁の状況の把握については、実態調査を継続し、必要な改善策を検討する。

「自動車整備業」:

- 価格転嫁の状況の把握については、新たにアンケート調査を3月に実施した結果、「価格交渉を行っていたが労務費転嫁割合が低かった」「発注者が価格引き上げに対する理解がない」といった課題を改めて確認。
- 調査結果を踏まえた改善策については、4月及び5月、国土交通省が所管する発注側団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に周知するよう要請済み。
- また、6月末までの自主行動計画の策定に向けて、5月、自主行動計画作成のためのガイドラインを策定し業界団体へ周知。
- 会員企業に対し、①よろず支援拠点等の相談窓口を紹介、②全地方運輸局における経営者向けセミナーの開催、などを実施し、指針の周知に取り組んでいる。
- 今後の価格転嫁の状況の把握については、本年秋に実施予定の自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果を踏まえ、対応(改善策の検討等)を行う。

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

＜指針の内容＞
✓取組方針を経営トップまで上げて決定
✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること

等

(2) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年5月開始）

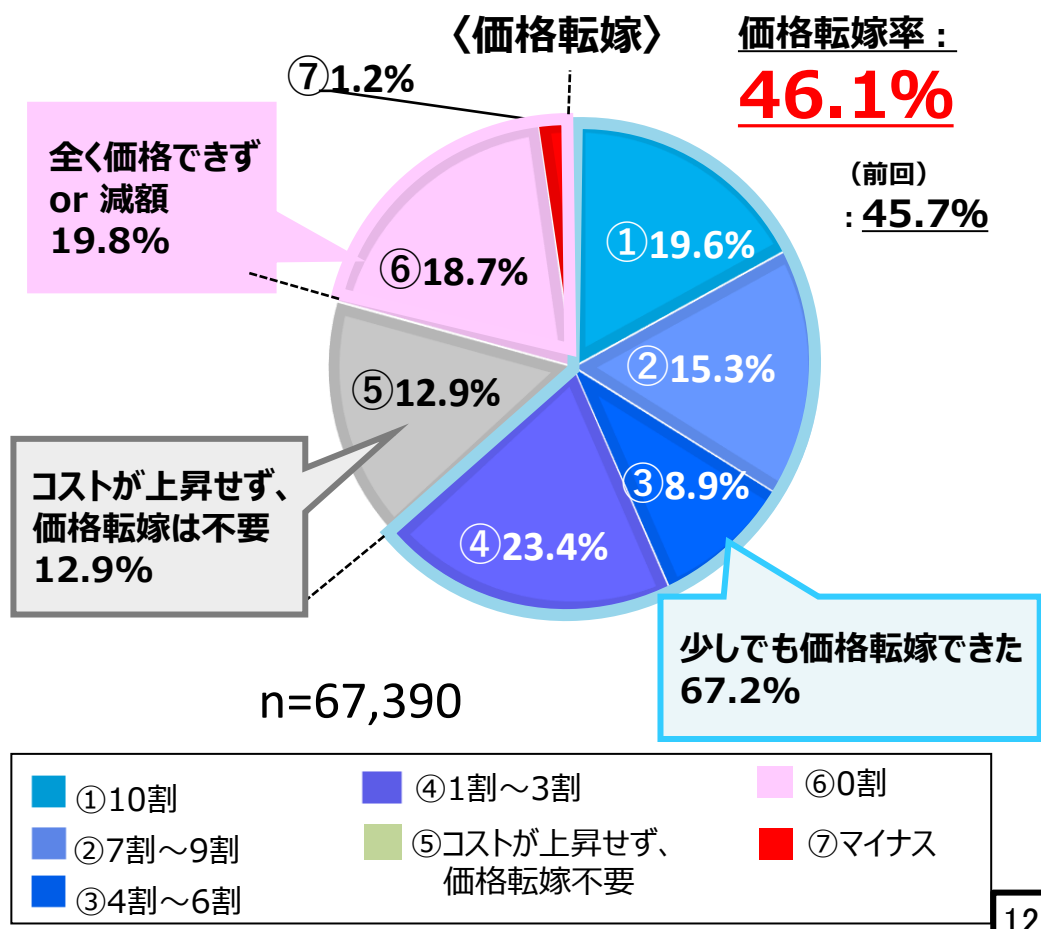
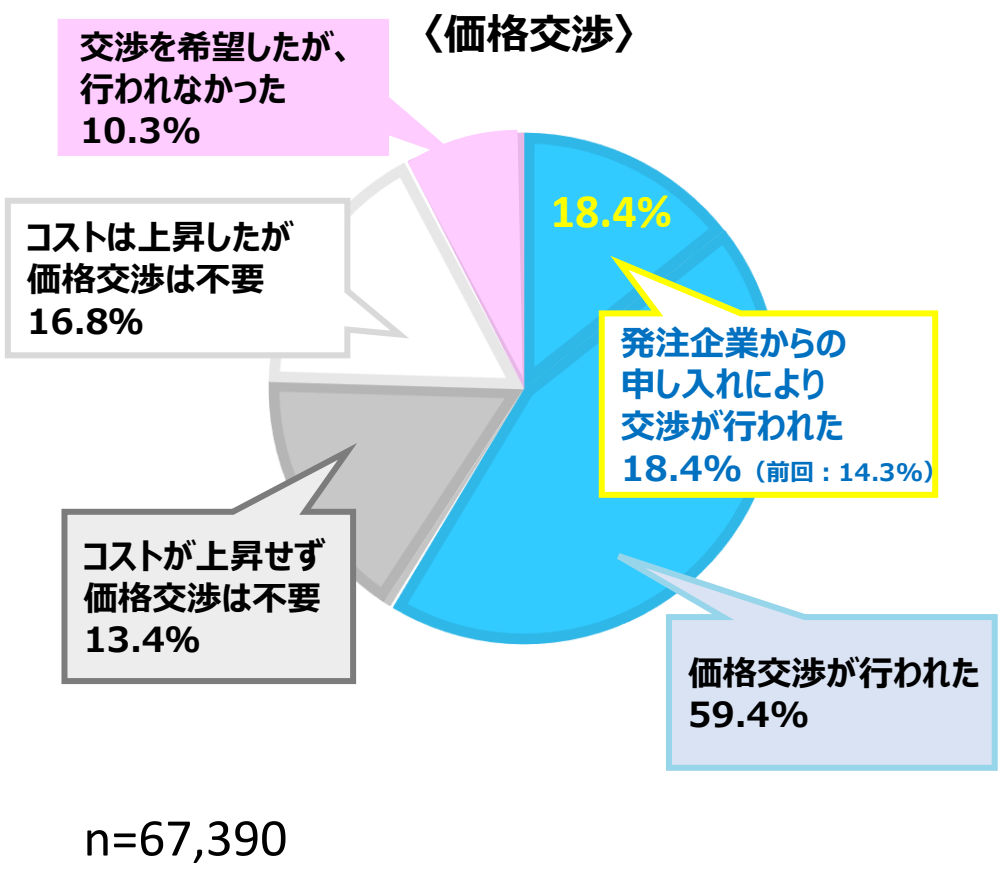
- ・ **労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
（指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握）
- ・ 令和5年度に行った注意喚起文書の送付（8,175名）や事業者名の公表（10名）の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ
- ・ **11万名を超える事業者**を対象に実施
- ・ コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付（**6月7日**）
- ・ **令和6年内を目途に調査結果を取りまとめ**
- ・ 労務費の転嫁を妨げていることが疑われる事案などについては、**立入調査を実施**
- ・ 問題につながるおそれのある行為が認められた場合には、**注意喚起文書を送付**
- ・ 調査結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月に公表した方針※の下で、個別調査を実施
- ・ 下請法運用基準（令和6年5月改正）、独占禁止法Q & Aの考え方に基づき、独占禁止法や下請法に違反する事案について、引き続き厳正に対処

※ 相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表

価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査の結果（6月21日公表）

価格交渉・価格転嫁の状況

- 価格交渉については、発注企業からの交渉の申し入れが増加するなど、交渉しやすい雰囲気が醸成されつつある。価格交渉ができた企業の約7割では、労務費についても交渉できたとの結果。
- 価格転嫁率は46.1%へ微増。コスト増加分を全額転嫁できた割合が増加し、価格転嫁のすそ野が広がる一方、転嫁できた企業とできない企業で二極化する兆しがある。労務費の転嫁率は約3ポイント増加して40.0%となった。
- 今後、8月上旬を目途に、発注企業ごとの交渉・転嫁の状況を公表するとともに、状況が芳しくない発注企業の経営トップに対し、所管大臣名で指導・助言を行う予定。



価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査の結果（6月21日公表）

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング（発注企業の業種毎に集計）

- 労務費の転嫁率は前回調査から約 3 ポイント増加して40.0%となった。トラック運送は24.0%、放送コンテンツは31.7%と引き続き低い水準。

2024年3月			コスト増に 対する転嫁率※	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー	労務費
①全体			↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%
②業種別	1位	化学	↑61.0%	↑↑63.2%	↑↑54.1%	↑51.1%
	2位	製薬	↑53.5%	↑↑56.5%	↑↑↑49.7%	↑↑↑44.1%
	3位	機械製造	↓51.9%	↑57.0%	↑↑45.3%	↑43.3%
	4位	飲食サービス	↓51.5%	↑↑53.0%	↑38.3%	↑37.8%
	5位	電機・情報通信機器	↓51.2%	↑55.9%	↑↑43.8%	↑42.9%
	6位	食品製造	↓50.0%	↓51.6%	↑↑42.7%	↑41.2%
	7位	繊維	↑49.9%	↑↑51.4%	↑↑↑43.2%	↑↑41.3%
	8位	造船	↓49.1%	↑53.8%	↑↑45.2%	↑42.5%
	9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑48.6%	↑↑47.8%	↑↑43.3%	↑↑↑42.0%
	10位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑48.3%	↑↑49.4%	↑↑↑44.9%	↑↑45.1%
	11位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑47.1%	↑↑↑39.7%	↑↑↑35.1%	↓46.2%
	11位	小売	↓47.1%	↑47.8%	↑↑40.5%	↑38.6%
	11位	自動車・自動車部品	↑47.1%	↑54.8%	↑↑47.2%	↑↑37.2%
	14位	卸売	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%
	15位	広告	↑46.9%	↑↑49.1%	↑↑40.2%	↑42.3%
	15位	建設	↑46.9%	↑47.3%	↑↑42.0%	↑43.8%
	17位	金属	↓46.2%	↓49.8%	↑↑41.5%	↑37.9%
	18位	紙・紙加工	↓↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%
	19位	建材・住宅設備	↓44.4%	↓47.0%	↑↑39.5%	↑↑39.4%
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑43.9%	↑↑51.8%	↑↑38.8%	↑↑37.4%
	21位	印刷	↓↓43.5%	↓46.6%	↑↑37.2%	↑34.7%
	22位	不動産業・物品賃貸	↑42.1%	↑↑41.8%	↑↑38.7%	↑38.9%
	23位	通信	↑↑40.8%	↑38.9%	↑↑↑35.0%	↑↑38.3%
	24位	廃棄物処理	↑↑39.1%	↑↑35.0%	↑↑34.8%	↑↑34.6%
	25位	金融・保険	↓↓35.3%	↓↓34.1%	↓28.8%	↓↓32.3%
	26位	放送コンテンツ	↑↑33.7%	↑↑33.8%	↑↑27.8%	↓31.7%
	27位	トラック運送	↑28.1%	↑↑24.6%	↑↑25.9%	↑24.0%
	-	その他	↑44.3%	↑44.2%	↑↑38.4%	↑39.8%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例） ↑： 1～4 ポイント 上昇、 ↑↑：5～9 ポイント 上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上 上昇